

報道関係者 各位

令和7年12月15日(月)

【照会先】

山形労働局労働基準部監督課
監督課長 飯野直樹
主任地方労働基準監察監督官 芳賀正佳
監督係 濱本晴花

電話 023-624-8222

建設工事現場に対する一斉監督の結果を公表します

～106現場に監督指導を行い、法違反のあった53現場(50.0%)に是正指導～

山形労働局（局長 島田博和）では、公共工事等の建設工事の最盛期を迎える年末に向け、労働災害の発生件数の増加が懸念されることから、例年10月1日から同月31日までの1か月間、建設工事現場（以下「工事現場」という。）に対する一斉監督を実施しています。

今般、本年の実施結果を取りまとめたので公表します。

1 監督結果の概要

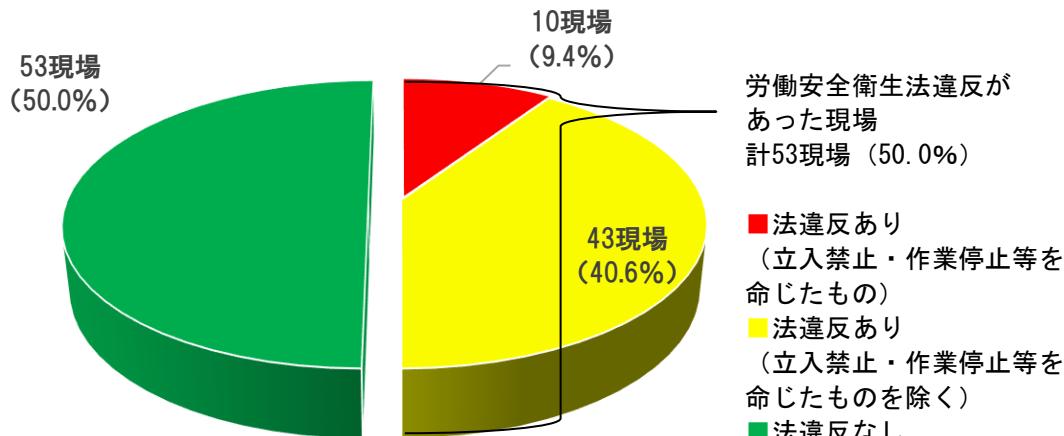
期間中に、106の工事現場に対し監督指導を実施しました。

業種別では、土木工事31現場、建築工事75現場（うち31現場は木造建築等低層住宅工事）であり、発注者別では、国発注の現場が3現場、県・市町村発注の工事現場が39現場、民間発注の工事現場が64現場でした。

106現場のうち53現場(50.0%)（うち土木工事14現場(13.2%)、建築工事39現場(36.8%)）において労働安全衛生法違反が認められたため、その是正を指導しました。

そのうち、足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止措置に関する法違反が認められた10現場に対し、重篤な災害につながる危険性が高いとして立入禁止や作業停止を命じました。

県内における建設工事現場に対する監督結果



2 主な違反の内容

	主な違反の内容	違反現場数 (※)	違反率 (%)
1	関係請負人等が労働安全衛生法に違反しないよう、元方事業者として必要な指導を行っていなかったもの。	31	29.2
2	高さ 2 メートル以上の足場に問題が認められたもの。 (手すり及び中さん等墜落防止措置の未実施など。)	16(6)	15.1
3	高さ 2 メートル以上の足場の通路や作業場の床面が不安全な状態であったもの。	11(6)	10.4
4	車両系建設機械に係る問題が認められたもの。 (作業計画の未作成、用途外に使用、接触防止措置の未実施、定期自主検査の未実施など。)	7	6.6

※ 違反現場数は、1 つの現場で複数の違反が認められた場合があるため、全体の法違反現場数 (53 現場) とは一致しない。なお、() 内は立入禁止・作業停止等を命じた数であり、違反現場数の内数である。

3 労働災害の発生状況

令和 7 年の県内の建設業における 11 月末現在（速報値）の休業 4 日以上の死傷者数は、前年同期と比べて 23 人 (18.0%) 増加し 151 人、死亡者数についても前年同期と比べて 1 人増加し 2 人となっています。

事故の型別でみると、屋根や足場、脚立等からの「墜落・転落」が最も多く全体の 30.5% を占めており、次いで路面の凍結や積雪等による「転倒」、重機や部材との接触による「激突」、丸のこや部材との接触等による「切れ・こすれ」による災害が発生しています。

4 今後の取組

- 山形労働局では、引き続き、監督指導等により建設業等に対する労働災害防止対策の推進に取り組みます。
- 本格的な冬を迎えるに当たり、今年度も「冬の労災をなくそう運動」（運動期間：令和 7 年 12 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日）を実施しており、路面の凍結や積雪による転倒や墜落といった冬に特有の災害（冬期型災害）を減少させるための対策の推進に取り組んでいます。